

2024年12月18日

各 位

会 社 名 株式会社 And Do ホールディングス
代表者名 代表取締役会長 CEO 安藤 正弘
(コード：3457 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役副会長 CFO 富田 数明
(TEL. 03-5220-7230)

第一生命HDとの資本業務提携、第三者割当による自己株式処分及び新株式発行、株式の 売出し、並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

当社は、2024年12月18日開催の取締役会において、第一生命ホールディングス株式会社（以下「本資本業務提携先」又は「第一生命ホールディングス」といいます。）との間で資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）に関する契約（以下「本提携契約」といいます。）を締結し、同社を処分予定先及び割当予定先とする自己株式処分及び新株発行による第三者割当（以下「本第三者割当」といい、特に自己株式処分に係る第三者割当を「本自己株式処分による第三者割当」、新株発行に係る第三者割当を「本新株の発行による第三者割当」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社は、本資本業務提携の一環として、本日付で当社の主要株主である安藤正弘氏（以下「安藤氏」といいます。）と第一生命ホールディングスとの間で株式譲渡契約が締結され、2025年1月10日付けで安藤氏が所有する当社普通株式が第一生命ホールディングスに譲渡（以下「本株式譲渡」といいます。）される予定であることを認識いたしました。本株式譲渡は当社株式の売出し（以下「本売出し」といいます。）に該当し、また、本売出し及び本第三者割当に伴い、当社の主要株主及びその他の関係会社の異動（以下「本異動」といいます。）が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

1. 本資本業務提携の概要

(ア) 本資本業務提携の目的及び理由

当社グループは、不動産事業を通じて世の中を安心、便利にすることを目標に「ハウスドゥ」のブランドで全国700店舗超のフランチャイズチェーンネットワークを展開しています。時代に即した不動産ソリューションサービスを提供する不動産サービスメーカーとして、不動産業を通じて社会課題の解決を図るとともに、お客さまから必要とされ続ける企業を目指し、事業拡大に努めています。本資本業務提携を通じて、リバースモーゲージ保証やハウス・リースバックを始めとして、不動産と金融を融合させたサービスへの取組を推進していきます。また、激変する外部環境において安定的な収益確保と持続的な成長を可能とするため、成長強化事業に経営資源を集中し、資本収益性の向上を追求しつつ、成長性と安定性のバランスに配慮して取り組んでおり、今後のさらなる成長と発展による企業価値向上を目指すべく、2025年6月期を最終年度とする中期経営計画3ヵ年を策定しており、以下の成長戦略を掲げております。

① 成長強化事業のさらなる拡大

これまで積極投資を行ってきたフランチャイズ事業、ハウス・リースバック事業、金融事業に加えて不動産売買事業を成長強化事業として位置づけ、各事業における主要指標の達成に向け、他事業からの人員シフトを含め、人材及び広告等に積極投資し、収益性の高い事業へ経営資源を集中してまいります。

② 不動産×金融サービスの深化

金融事業において注力しておりますリバースモーゲージ保証事業のさらなる顧客ニーズ開拓に努め

るとともに、将来発生しうる不動産処分時の収益獲得を見据え、各事業間の連携を密にし、事業シナジーを強化することで不動産×金融サービスの進化及び深化を図ってまいります。

③ 高収益体質化の促進

より生産性、収益性を高めるため、DX推進による業務効率化や、収益力の高い成長強化事業への投資の集中及び拡大と事業ポートフォリオの最適化を図り、高収益体質化の促進に努めてまいります。

一方、第一生命ホールディングスはグローバルに事業を展開しており、その事業を取り巻く経営環境は、複雑さを増しています。世界各地で地政学的な緊張が継続し世界経済に大きな影響を及ぼす一方、生成AIや半導体が世界の株高を牽引しており、国内においても、マイナス金利政策の解除により金利のある世界が戻ってきた他、コロナ禍以降の急速なデジタル化を背景に、お客さまの暮らしや価値観の多様化が加速度的に進展している状況にあります。

こうした複雑化・多様化が進む環境を踏まえると、第一生命ホールディングスはこれまでの、狭義の生命保険業を継続するのみではなく、お客さまの日々の生活をあらゆる面でサポートする保険サービス業への変革を実現することが不可欠と考えているとのことです。第一生命ホールディングスは、保険サービス業への変革を実現すべく、人々の生活基盤である住宅関連サービスの強化を進めており、具体的には、第一生命ホールディングスのグループ会社である第一生命保険株式会社や相互住宅株式会社等を通じて首都圏を中心に約1.5万戸の賃貸住宅の提供を行っています。一方で、自宅の住替えや処分、自宅に住み続けながら生活資金を確保したい等の高齢者による住宅ニーズに応える取り組みを今後更に強化する必要があると認識していると共に、資産承継サービスに対しても注力しているとのことです。

そのような状況の中で第一生命ホールディングスは、当社の強みである、主に高齢者が自宅に住み続けながら保有不動産を活用し、老後の生活資金の確保が可能となるリバースモーゲージ保証やハウス・リースバック、不動産売買事業等を活用することが有効な手段であると考え、当社との協業を検討するに至り、資本業務提携に関する提案を行ったとのことです。

当社としても、本取引の実行を通じて両社の協業によるシナジーを発揮することで、両社の事業収益の拡大、企業価値向上に資するものであるとの考えに至り、本提携契約を締結することで合意いたしました。

(イ) 業務提携の内容

両社は下記のとおり協業することに合意しており、協業体制の構築を進めてまいります。

- ① リバースモーゲージ保証やハウス・リースバック、不動産売買事業等における協業を通じて、良好な住環境の実現や不動産を活用した金融サービスの普及・発展に向けた取組の推進
- ② その他、両社のグループ会社における不動産・金融・生活関連サービス分野での協業

(ウ) 資本提携の内容

本売出しにより本資本業務提携先は2025年1月10日付けで2,078,600株(発行済株式総数の10.44%(小数点以下第三位を四捨五入))の当社普通株式を取得する予定です。また、当社は、本自己株式処分による第三者割当により、2025年1月14日~2025年9月30日を払込期間として、本資本業務提携先に対して1,053,000株(割当後の発行済株式総数の5.29%(小数点以下第三位を四捨五入))の普通株式(以下「本普通株式」といいます。)を割り当てる予定です。これは、2025年9月22日までに本自己株式取得(後に定義します。)により当社が第一生命ホールディングスへの本自己株式処分による第三者割当における割当予定数に相当する自己株式を保有できた場合の割当予定数であり、本自己株式処分による第三者割当の詳細は「2.本自己株式処分による第三者割当」をご参照ください。

(エ) 本資本業務提携に関する合意事項

1. 当社と本資本業務提携先は、本提携契約において、本資本業務提携先が本株式譲渡及び本第三者割当に基づき当社の普通株式を取得した後の当社の義務として、大要、以下の事項等について合意しております。ただし、以下②の義務については、本資本業務提携先が本株式譲渡に基づき当社の普通株式を取得した時点から生じるものとされています。

- ① 当社が株式等の発行、処分又は付与を行う場合、当社は、本資本業務提携先に対して、本資本業務提携先の議決権割合（完全希釈化ベース）が低下することがないように、本資本業務提携先が希望する範囲で、他の引受人と同一条件で当該株式等を引き受ける権利を与えること
- ② 当社は、取締役の選任が議題となる当社の定時株主総会において、本資本業務提携先が指名する者1名を取締役候補として選任する旨の議案を上程すること
- ※「株式等」とは、株式、新株予約権、新株引受権、新株予約権付社債、転換社債、新株引受権その他当社の株式を新たに取得できる証券又は権利をいいます。以下、同様です。
2. 当社と本資本業務提携先は、本提携契約において、同契約締結後から本第三者割当が完了するまでの間、当社が、大要、以下の行為を行う場合、当該契約上の義務を履行するために必要な行為を除き、本資本業務提携先の事前承諾（ただし、本資本業務提携先はかかる承諾を不合理に遅延、留保又は拒絶しないものとする。）を得ることを合意しました。
- ① 株式等（ただし、本提携契約締結日時点で発行済みの有効な新株予約権の行使に基づき発行又は処分される普通株式を除く。）の発行、付与又は処分
- ② 資本金の額の減少若しくは準備金の額の減少、又は資本金の額の増加若しくは準備金の額の増加
- ③ 中間配当又は自己株式の取得
- ④ 簡易組織再編を含む、合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、現物出資・現物配当、重要な事業若しくは財産の譲渡若しくは譲受、その他の企業結合又は第三者との資本提携等の重要な組織再編行為
- ⑤ 株式の併合、株式の分割、株式無償割当又は新株予約権無償割当
- ⑥ 子会社の設立及び清算並びに子会社の取得及び売却
- ⑦ 臨時株主総会の開催
- ⑧ 株式の上場廃止
- ⑨ 定款の変更

(オ) 本資本業務提携の当事会社の概要

・第一生命ホールディングス株式会社（割当予定先）

(1)	名称	第一生命ホールディングス株式会社
(2)	所在地	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 菊田 徹也
(4)	事業内容	(1) 生命保険会社、損害保険会社その他の保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理 (2) 前号の業務に付帯する業務 (3) 前二号に掲げる業務のほか、保険業法により保険持株会社が行うことができる業務
(5)	資本金	344,205百万円
(6)	設立年月日	1902年9月15日
(7)	発行済株式数	935,622,239株
(8)	決算期	3月末日
(9)	従業員数	59,495人(連結)
(10)	主要取引先	—
(11)	主要取引銀行	—
(12)	大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 14.89% 株式会社日本カストディ銀行(信託口) 5.53%

		株式会社みずほ銀行 3.02% SMP PARTNERS (CAYMAN) LIMITED (常任代理人 株式会社みずほ銀行) 2.65% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行) 2.11% 新生信託銀行株式会社 ECM MF 信託口 8299002 1.88% STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行) 1.88% GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ) 1.41% JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行) 1.38% J.P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SEGR ACCT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ) 1.37% (2024年9月30日時点)		
(13)	本資本業務提携先と当社との関係	資本関係	該当事項はありません	
		人的関係	該当事項はありません	
		取引関係	該当事項はありません	
		関連会社当事者への該当状況	該当事項はありません	
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
	連結純資産	4,210,341百万円	2,661,764百万円	3,882,157百万円
	連結総資産	65,896,142百万円	61,653,699百万円	67,540,309百万円
	1株当たり連結純資産	4,109.13円	2,706.78円	4,107.03円
	連結経常収益	8,209,708百万円	9,508,766百万円	11,028,166百万円
	連結経常利益	590,897百万円	387,500百万円	539,006百万円
	1株当たり 連結当期純利益	383.15円	171.01円	329.68円
	1株当たり配当金	83.00円	86.00円	113.00円

(注) 「(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態」について、第一生命ホールディングスの2024年3月期連結会計年度の期首より、一部の在外連結子会社において、Australian Accounting Standards Board 及びNew Zealand Accounting Standards Board が公表した会計基準「保険契約」(AASB第17号)(NZ IFRS第17号)を適用しております。これに伴い、2023年3月期連結会計年度については遡及適用後の数値を記載しております。また、2022年3月期については連結純資産・連結総資産・1株当たり連結純資産は遡及適用後の数値を記載しております。

(カ) 今後の日程

(1)	取締役会決議	2024年12月18日
(2)	資本業務提携契約締結日 本売出しに係る株式譲渡契約締結日	2024年12月18日
(3)	本資本業務提携開始日	2025年1月10日
(4)	本自己株式処分による第三者割	2025年1月14日～2025年9月30日

	当の払込期日	
--	--------	--

(キ) 今後の見通し

今後の見通しについては、下記「2. 本自己株式処分による第三者割当」の「(ク) 今後の見通し」をご参照ください。

2. 本自己株式処分による第三者割当

(ア) 本自己株式処分による第三者割当の概要

(1)	払込期間	2025年1月14日～2025年9月30日
(2)	処分自己株式数	普通株式 1,053,000株
(3)	処分価額	1株につき962円
(4)	資金調達額	1,012,986,000円
(5)	処分方法(割当予定先)	第三者割当の方式により、全株式を第一生命ホールディングス株式会社に割り当てる
(6)	その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする

(注) 1 当社は、本提携契約により、割当予定先との間で、自己株式処分の方法により本第三者割当を実施する旨、及び、当社が本第三者割当を実施するうえで十分な自己株式を2025年9月22日までに保有できなかった場合には、2024年12月18日開催の取締役会決議に基づき、2025年9月22日時点で保有する自己株式数に相当する数のみ第三者割当による自己株式処分を行うとともに、本資本業務提携先の議決権割合(完全希釈化ベース)が15.20%以上となる自然数のうち最少の数になるように新株発行の方法により第三者割当を実施する旨を合意しております。当社が2024年11月30日時点で保有している自己株式は594株となっております。これは本自己株式処分による第三者割当に係る割当予定数に相当する自己株式の数に足りておりません。そのため、2024年12月18日開催の取締役会において、取得対象株式の種類を普通株式、取得し得る株式の総数を1,053,000株(上限)、株式の取得価額の総額を14億円(上限)、取得期間を2025年1月14日から2025年9月19日、取得方法を取引一任契約に基づく株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における市場買付けとする自己株式の取得(以下「本自己株式取得」といいます。)について決議しており、近時における当社普通株式の出来高状況、及び2025年9月19日までの約8ヶ月という期間に照らし、2025年9月22日までの間に、本自己株式処分による第三者割当に係る割当予定数に相当する自己株式を保有できる見込みです。一方で、締結した本提携契約において、本自己株式処分による第三者割当に係る割当予定数である1,053,000株の自己株式を2025年9月22日までに保有(当社が金融商品取引所を通じて取得する約定が成立している数を含みます。)できなかったと仮定した場合には、第一生命ホールディングスは同日時点で当社が保有する自己株式数に相当する数のみ本自己株式処分による第三者割当として引き受ける旨、また、本第三者割当により、当社の全ての株式等の保有者の完全希釈化後議決権数の合計数を分母とし、第一生命ホールディングスが保有することになる当社の完全希釈化後議決権数を分子とする比率が15.20%以上となる自然数のうち最少の数から、本自己株式処分による第三者割当により処分される普通株式の数を控除した数について、本新株の発行による第三者割当として引き受けるものと規定されております。なお、いずれの場合においても、第一生命ホールディングスから本自己株式処分による第三者割当及び本新株の発行による第三者割当に係る申込みの行われなかった株式については失権となります。

※ 「完全希釈化後議決権数」とは、ある株式等の保有者に関して、(1)当該保有者が保有する普通株式の数、及び(2)当該保有者が保有する普通株式以外の株式等の全て(但し、当該権利又

は証券の目的となる普通株式の数値が定まっていない株式等を除きます。)が普通株式に転換され又はかかる株式等に代えて当社の普通株式が取得された場合に発行等(株式等に関して、ある会社による当該会社の株式等の発行、処分又は付与をいいます。)される普通株式の数の合計数の普通株式に係る議決権の数をいいます。以下、同様です。

(イ) 本自己株式処分による第三者割当の目的及び理由

本自己株式処分による第三者割当の目的は、上記「1. 本資本業務提携の概要」の「(ア) 本資本業務提携の目的及び理由」に記載のとおり、当社と第一生命ホールディングスとの関係を一層強固にすることにあります。

上記の目的に照らし、割当方法につきましては公募増資等と比較して、特定の資本業務提携先との強固な関係を構築することを前提とする第三者割当による調達が最適であり、また、下記「2. 本自己株式処分による第三者割当」の「(オ) 発行条件等の合理性」の「② 発行数量並びに株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由」に記載のとおり、2025年9月22日までに本第三者割当のうち本自己株式処分による第三者割当の割当予定株式数である1,053,000株の自己株式を保有できた場合には、本自己株式処分による第三者割当は、割当決議日現在からの希薄化を生じさせないことも既存株主にとってのメリットであることを踏まえ、第三者割当による自己株式処分による方法が最適であると判断いたしました。なお、同日までに本自己株式処分による第三者割当の割当予定数である1,053,000株の自己株式について一部保有できなかった場合には本新株の発行による第三者割当が行われますが、その場合においても、第一生命ホールディングスに対して割り当てられる株式数全てを新株発行により補う方法に比べて、希薄化率を低減し得ることも既存株主にとってのメリットであることを踏まえ、本自己株式処分による第三者割当と本新株の発行による第三者割当を組み合わせた本第三者割当による方法が最適であると判断いたしました。また、自己株式取得後に自己株式処分による第三者割当を実施することも検討いたしましたが、「1. 本資本業務提携の概要」の「(ア) 本資本業務提携の目的及び理由」に記載のとおり、本日付(決済日は2025年1月10日)で公表された本売出しにより第一生命ホールディングスが当社の普通株式を取得することに合わせて、当社が本自己株式処分による第三者割当を実施し、当社と第一生命ホールディングスとの本資本業務提携による関係強化を早期に公表することで、「1. 本資本業務提携の概要」の「(ア) 本資本業務提携の目的及び理由」に記載のとおり、両社の事業収益の拡大、企業価値向上に繋がると両社が判断したため、本第三者割当の実施に関しても本日開催した取締役会で決議いたしました。

(ウ) 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

① 調達する資金の額

(1)	払込金額の総額	1,012,986,000円
(2)	発行諸費用の概算額	40,000,000円
(3)	差引手取概算額	972,986,000円

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用概算額は、アドバイザー費用、弁護士費用、登記手数料及びその他の関連費用の合計を予定しております。

3 払込金額の総額は、2025年9月22日までに本自己株式取得により第一生命ホールディングスへの本自己株式処分による第三者割当における割当予定数に相当する自己株式を保有できた場合の金額を記載しております。なお、本自己株式処分による第三者割当における割当予定数に相当する自己株式が本自己株式取得により一切取得できなかったと仮定した場合、2024年11月30日現在当社が保有している自己株式数594株に加え、本新株の発行による第三者割当に係る発行数をもって最大の割当予定数となります。この場合、払込金額の総額は、最大の金額として、処分する自己株式

数 594 株に当該発行数を加えた合計数に係る払込金額の総額となり、その額は 1,194,209,484 円で、差引手取概算額は 1,154,209,484 円となる予定です。

② 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
ハウス・リースバック事業及び不動産売買事業における不動産の買取資金、リバースモーゲージ保証事業拡大に向けた営業活動費	972	2026 年 6 月期

- (注) 1 「ハウス・リースバック事業」とは、当社が展開している、住みながら自宅を売却できる「ハウス・リースバック」サービスに関する事業をいいます。当該サービスは、お客様が所有されている物件を当社が買取り、賃貸借契約を締結することで、お客様が当該物件に継続して住み続けることができるシステムであり、個人住宅のセールアンドリースバック商品です。
- 2 「不動産売買事業」とは、当社及びハウズドゥ・ジャパンが、主として「家・不動産買取専門店」において中古住宅買取再生販売、新築戸建住宅建売、住宅用地の開発等、不動産を取得し、付加価値を付け販売する事業をいいます。
- 3 「リバースモーゲージ保証事業」とは、自宅を担保として金融機関から融資を受けることができる金融商品のリバースモーゲージにおいて、当社グループが担保評価及び債務保証を行う事業をいいます。
- 4 上記各使途の支出予定時期は、本日時点における見込みであり、本日時点において手取金の資金使途となる不動産が具体的に特定されているわけではありません。また、本日以降の物件の取得状況等の諸事情に応じて、実際の支出予定時期が上記とは異なることとなる可能性があります。手取金を上記使途以外の使途に使用する予定はありません。
- 5 なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて行います。
- 6 上記記載の金額は 2025 年 9 月 22 日までに本自己株式取得により第一生命ホールディングスへの割当予定数を保有できた場合の金額を記載しております。なお、本自己株式処分による第三者割当における割当予定数に相当する自己株式が本自己株式取得により一切取得できなかったと仮定した場合、2024 年 11 月 30 日現在当社が保有している自己株式数 594 株に加え、本新株の発行による第三者割当に係る発行数をもって最大の割当予定株式数となります。この場合、上記金額は、最大の金額として、処分する自己株式数 594 株に当該発行数を加えた合計数に係る金額となり、その額は 1,154 百万円となります。

(エ) 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達した資金をハウス・リースバック事業及び不動産売買事業における不動産の買取資金、リバースモーゲージ保証事業拡大に向けた営業活動費に充てることにより、当社の事業基盤並びに経営基盤は強化され、中長期的な企業価値向上に資することから、資金使途については合理性があるものと判断しております。

(オ) 発行条件等の合理性

① 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本自己株式処分による第三者割当における払込金額は、当社の株価推移、市場動向等を勘案し、また割当予定先との交渉の結果、本第三者割当に関する取締役会決議日（以下「本取締役会決議

日」といいます。)の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 962 円といたしました。本取締役会決議日の前営業日の終値を勘案したのは、本取締役会決議日直近の市場株価であり算定根拠として客観性が高く、かつ合理性があると判断したためであります。

当該払込金額 962 円は、本取締役会決議日の直前 1 ヶ月間 (2024 年 11 月 18 日から 2024 年 12 月 17 日まで) の終値の平均値 (小数点以下を四捨五入。以下、他の価値算出計算においても同様) に対し 2.83% のディスカウント、本取締役会決議日の直前 3 ヶ月間 (2024 年 9 月 18 日から 2024 年 12 月 17 日まで) の終値の平均値に対し 6.60% のディスカウント、本取締役会決議日の直前 6 ヶ月間 (2024 年 6 月 18 日から 2024 年 12 月 17 日まで) の終値の平均値に対し 7.77% のディスカウントとなります。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010 年 4 月 1 日付)において、第三者割当により株式の発行を行う場合、その払込金額は、原則として取締役決議日の直前営業日の株価に 0.9 を乗じた額以上であることが要請されており、当該払込金額は当該指針に準拠するものであり、会社法第 199 条第 3 項に規定されている「特に有利な金額」に該当しないものと判断いたしました。また、本自己株式の取得は、約 8 ヶ月という一定の長い期間に渡り市場の需給バランスに配慮して市場買付けを行うことを企図していることを踏まえ、割当予定先にとって、特に有利なものではないと判断いたしました。

② 発行数量並びに株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由

当社は、本提携契約により、本資本業務提携先との間で、自己株式処分の方法により本第三者割当を実施する旨、及び、当社が本第三者割当を実施するうえで十分な自己株式を 2025 年 9 月 22 日までに保有できなかった場合には、2024 年 12 月 18 日開催の取締役会決議に基づき、2025 年 9 月 22 日時点で保有する自己株式数に相当する数のみ第三者割当による自己株式処分を行うとともに、本資本業務提携先の議決権割合 (完全希釈化ベース) が 15.20% 以上となる自然数のうち最少の数になるように新株発行の方法により第三者割当を実施する旨を合意しております。当社が 2024 年 11 月 30 日時点で保有している自己株式は 594 株となっております。これは本自己株式処分による第三者割当に係る割当予定数に相当する自己株式の数に足りませんが、2024 年 12 月 18 日開催の取締役会において、本自己株式取得について決議しており、2025 年 9 月 22 日までの間に、本自己株式処分による第三者割当に係る割当予定数に相当する数の自己株式を保有できる見込みです。加えて、締結した本提携契約において、本自己株式処分による第三者割当の割当予定数である 1,053,000 株の自己株式を 2025 年 9 月 22 日までに保有できなかったと仮定した場合には、第一生命ホールディングスは同日時点で当社が保有する自己株式数に相当する数のみ本自己株式処分による第三者割当として引き受ける旨、また、本第三者割当により、当社の全ての株式等の保有者の完全希釈化後議決権数の合計数を分母とし、第一生命ホールディングスが保有することになる当社の完全希釈化後議決権数を分子とする比率が 15.20% 以上となる自然数のうち最少の数から、本自己株式処分による第三者割当により処分される普通株式の数を控除した数について、本新株の発行による第三者割当として引き受けるものと規定されております。なお、いずれの場合においても、第一生命ホールディングスから本自己株式処分による第三者割当及び本新株の発行による第三者割当に係る申込みの行われなかった株式については失権となります。

したがって、本自己株式処分による第三者割当の割当予定数である 1,053,000 株の自己株式を保有できた場合には、本自己株式処分による第三者割当の方法のみで実施されることとなりますので、発行決議日現在からの希薄化を生じさせないこととなります。一方、本自己株式処分による第三者割当の割当予定数に相当である 1,053,000 株の自己株式が本自己株式取得により一切取得できなかったと仮定した場合には、本第三者割当のうち本新株の発行による第三者割当により第一生命ホールディングスに対して割り当てられる株式数は 1,240,788 株であり、これは、当社普通株式の発行済株式総数 (自己株式を含む) 19,906,800 個 (2024 年 6 月 30 日現在) に対して 6.23% (本新株の発行による第三者割当前の議決権総数 198,983 個に対する割合 6.24%) に相当

し、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら当社といたしましては、本資本業務提携により、両社の協業によるシナジーを発揮することで、当社のハウス・リースバック事業・不動産売買事業・リバースモーゲージ保証事業を更に推進することが可能となることで、当社グループの事業拡大に寄与するとともに、更なる収益拡大を見込んでおります。その結果、中長期的には当社の収益性向上に寄与し、また、当社の企業価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

(カ) 割当予定先の選定理由等

① 割当予定先の概要 (2024年3月31日現在)

上記「1. 本資本業務提携の概要」の「(オ) 本資本業務提携の当事会社の概要 (第一生命ホールディングス株式会社)」に記載のとおりです。

② 割当予定先を選定した理由

上記「1. 本資本業務提携の概要」の「(ア) 本資本業務提携の目的及び理由」に記載のとおりです。

③ 割当予定先の保有方針

第一生命ホールディングスからは、本自己株式処分による第三者割当及び本新株の発行による第三者割当の実施後は、本第三者割当及び本売出しに係る株式について、本資本業務提携に基づく関係強化の趣旨に鑑み、中長期的な保有の意向がある旨聴取しております。

なお、当社は、第一生命ホールディングスから、第一生命ホールディングスが払込期日から2年以内に本第三者割当に係る株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由及び譲渡の方法等を、当社に書面により報告すること、当社が当該譲渡の内容を株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) に書面により報告すること、ならびに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

④ 割当予定先の払込みに関する財産の存在について確認した内容

当社は、第一生命ホールディングスの第122期有価証券報告書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 及び第123期半期報告書 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) に記載の売上高、総資産、純資産、現金及び預金等の状況を確認した結果、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(キ) 本自己株式処分による第三者割当後の大株主及び持株比率 (小数点以下第三位を四捨五入)

氏名又は名称	処分前 (2024年6月30日現在)	処分後
有限会社AMC	34.89%	34.89%
第一生命ホールディングス株式会社	—%	15.73%
安藤 正弘	10.17%	—%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5.22%	5.22%

木下 圭一郎	2.98%	2.98%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1.80%	1.80%
金城 泰然	1.51%	1.51%
小岩井 壮	1.16%	1.16%
京都中央信用金庫	1.13%	1.13%
ハウスドゥ取引先持株会	0.70%	0.70%
計	59.54%	65.11%

(注) 1 本自己株式処分による第三者割当前の「持株比率」は、2024年6月30日現在の株主名簿を基準としております。

2 本第三者割当のうち本自己株式処分による第三者割当に係る処分株式は、1,053,000株を上限として、当社が2024年11月30日時点で保有している自己株式数594株に加え、本自己株式取得によって取得した自己株式を割り当てるため、処分後の「持株比率」は、本自己株式処分による第三者割当による割当予定数の全てについて払込みがなされた場合に処分後に各大株主が保有することとなる株式数を、2024年6月30日現在の当社の発行済株式総数(19,906,800株)で除した数値であります。なお、本自己株式取得の状況によって新株式発行数は変動するため、処分後の「持株比率」は本自己株式取得の状況によって数値の変動が生じます。

3 持株比率は発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する比率を記載しております。

4 「持株比率」は、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

5 第一生命ホールディングスは、本日付で安藤氏との間で締結した株式譲渡契約に基づき、2025年1月10日付で安藤氏から市場外での相対取引により当社普通株式2,078,600株を取得する予定であるため、安藤氏は株式を有しないこととなります。

(ク)今後の見通し

本第三者割当が当社の2025年6月期以降の連結業績に与える影響につきましては、現在精査中です。なお本業務提携により両社の協業によるシナジーを発揮することで、両社の事業収益の拡大、企業価値向上に資するものと考えております。今後、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

(ケ)企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が合計25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

(コ)最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

①最近3年間の業績（連結）

	2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期
連結売上高	41,395百万円	49,552百万円	67,579百万円
連結営業利益	2,871百万円	3,176百万円	3,587百万円
連結経常利益	2,947百万円	3,358百万円	3,457百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,955百万円	2,195百万円	2,476百万円
1株当たり連結当期純利益	100.00円	112.19円	124.75円

1株当たり配当金	36.00円	40.00円	43.00円
1株当たり連結純資産	706.07円	784.67円	865.07円

②現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2024年6月30日現在）	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	19,906,800株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	717,200株	3.6%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

③最近の株価の状況

(1)最近3年間の状況

	2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期
始値	1,001円	819円	1,170円
高値	1,138円	1,292円	1,319円
安値	805円	760円	935円
終値	821円	1,177円	1,062円

(2)最近6ヶ月の状況

	2024年7月	8月	9月	10月	11月	12月 (注)
始値	1,058円	1,063円	1,068円	1,058円	1,033円	990円
高値	1,110円	1,088円	1,088円	1,082円	1,075円	1,002円
安値	1,034円	825円	1,000円	1,004円	985円	962円
終値	1,076円	1,064円	1,044円	1,051円	990円	962円

(注) 12月の株価は、2024年12月17日現在で表示しております。

(3)発行決議日前営業日における株価

	2024年12月17日
始値	976円
高値	978円
安値	962円
終値	962円

④最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

(サ) 本第三者割当要項

(1)	株式の種類及び数	当社普通株式 1,053,000 株
(2)	払込金額	1 株につき 962 円
(3)	払込金額の総額	1,012,986,000 円
(4)	払込期日	2025 年 1 月 14 日～2025 年 9 月 30 日
(5)	割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、第一生命ホールディングスに全株式を割り当てます。
(6)	割当後の自己株式数	594 株
(7)	その他	上記各号においては、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(注) 1 当社は、本提携契約により、割当予定先との間で、当社が本第三者割当を実施するうえで十分な自己株式を 2025 年 9 月 22 日までに保有できなかった場合には、2024 年 12 月 18 日開催の取締役会決議に基づき、当該不足分について新株発行の方法で割り当てる旨を合意しております。2025 年 9 月 22 日までに、本自己株式処分による第三者割当における割当予定数に相当する自己株式が本自己株式取得により一切取得できなかったと仮定した場合には、2024 年 11 月 30 日現在当社が保有している自己株式数 594 株に加え、本新株の発行による第三者割当を実施する予定であり、この場合において、本自己株式処分による第三者割当及び本新株の発行による第三者割当により第一生命ホールディングスに対して割り当てられる株式数の合計は 1,241,382 株です。

2 上記記載の割当後の自己株式数は、本自己株式取得により上限である 1,053,000 株の自己株式を取得することができた場合の数値であり、1,053,000 株に至らなかった場合には、その分だけ減少します。また、本自己株式取得以外の何らかの理由により、当社が本自己株式処分による第三者割当における割当予定数に相当する自己株式以上の自己株式を保有することとなった場合にも変動が生じます。

3. 株式の売出し

(ア) 売出しの概要

安藤氏は、第一生命ホールディングスとの間で、安藤氏が保有する当社普通株式 2,078,600 株 (2024 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 19,906,800 株に対する所有割合 10.44%) を、第一生命ホールディングスに対し市場外の相対取引により譲渡する旨の株式譲渡契約を 2024 年 12 月 18 日付で締結し、本売出しを行います。

なお、本売出しが実行された場合、第一生命ホールディングスが保有することとなる当社普通株式の数は、2,078,600 株 (議決権数 20,786 個) となり、当社の 2024 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 19,906,800 株に対する所有割合 10.44%にあたり、第一生命ホールディングスは、当社の主要株主に該当する見込みです。また、安藤氏は当社の主要株主に該当しなくなる見込みです。

(本売出しの概要)

①売出株式の種類及び数	当社普通株式 2,078,600 株
②売出価格	1 株につき 1,093 円
③売出価額の総額	2,271,909,800 円
④売出株式の所有者及び売出株式数	安藤正弘 2,078,600 株
⑤売出方法	第一生命ホールディングスに対する当社普通株式の譲渡
⑥申込期間	2025 年 1 月 10 日
⑦受渡期間	2025 年 1 月 10 日
⑧その他	上記各項については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

(注) 売出価格は、当事者間の協議において決定されております。

(イ) 本売出しにより株式を取得する会社の概要

上記「1. 本資本業務提携の概要」の「(オ) 本資本業務提携の当事会社の概要 (第一生命ホールディングス株式会社)」に記載のとおりです。

4. 主要株主の異動及びその他の関係会社の異動

(ア) 異動予定年月日

主要株主の異動 2025年1月10日
その他の関係会社の異動 2025年9月30日

(イ) 異動が生じる経緯

本売出し及び本自己株式処分による第三者割当により当社の主要株主及びその他の関係会社の異動が生じることが見込まれます。具体的には、市場外での相対取引による結果、本資本業務提携先が保有する当社議決権の所有割合が10.45% (小数点以下第三位を四捨五入) となり、本資本業務提携先が「主要株主」になることが見込まれます。また、本自己株式処分による第三者割当により本資本業務提携先が保有する当社議決権の所有割合が15.74% (小数点以下第三位を四捨五入) となり、本資本業務提携先が「その他の関係会社」になることが見込まれます。

(ウ) 異動する株主の概要

①新たに主要株主及びその他の関係会社となる株主の概要

新たに当社主要株主及びその他の関係会社となることが見込まれる第一生命ホールディングス株式会社の概要は、上記「1. 本資本業務提携の概要」の「(オ) 本資本業務提携の当事会社の概要」をご参照ください。

②2024年1月10日に主要株主に該当しなくなる株主の概要

(1) 名前	安藤 正弘
(2) 住所	滋賀県大津市

(エ) 2024年1月10日の異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び総株主の議決権の数に対する割合

①新たに主要株主となるもの

・ 第一生命ホールディングス

	議決権の数	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (2024年12月18日現在)	—	—	—
異動後 (2025年1月10日見込)	20,786 個	10.45%	2位

②主要株主に該当しなくなるもの

安藤 正弘

	議決権の数	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (2024年12月18日現在)	20,786 個	10.45%	2位

異動後 (2025年1月10日見込)	—	—	—
-----------------------	---	---	---

(オ) 2025年9月30日の異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び総株主の議決権の数に対する割合

①新たにその他の関係会社となるもの

・第一生命ホールディングス

	議決権の数	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (2025年1月10日見込)	20,786 個	10.45%	2位
異動後 (2025年9月30日見込)	31,316 個	15.74%	2位

(注) 1 本第三者割当のうち、本自己株式処分による第三者割当に係る処分株式は、1,053,000株を上限として、当社が2024年11月30日時点で保有している自己株式数594株に加え、本自己株式取得によって取得した自己株式を割り当てるため、異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、本自己株式処分による第三者割当による割当予定数の全てについて払込みがなされた場合に処分後に保有することとなる議決権を、2024年6月30日現在の当社の議決権総数(198,983個)で除した数値として記載しております。

(カ) 今後の見通し

今後の見通しについては、前述「2. 本自己株式処分による第三者割当」の「(ク) 今後の見通し」をご参照ください。

<本件に関する問い合わせ先>

経営戦略本部 経営企画部 広報・IR 03-5220-7230

以上